

## 卒業/修了後の安全保障輸出管理

本学のすべての研究者は「東京工業大学における研究者等の行動規範」にあるように、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有しています。

本学を卒業/修了後も、世界の平和と安全の維持のため、本学在籍時に提供を受けた研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、それらの運搬能力を有するミサイル、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限るという意思を持ち、社会に貢献することを切に願います。



以下のような場合には、**あなた自身で**、必ず外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い、**該非判定を含む所定の手続き**を行わなければなりません。

- 東京工業大学より提供を受けた論文作成前のデータ等、未公開の技術情報を、（特に）海外に持ち出す、送付する、海外とクラウド等で共有する。
- 東京工業大学での研究成果物やサンプルを、海外に持ち出す、送付する。

事前に経済産業大臣の許可を得る必要がある（該当）にもかかわらず、許可を得ずに持出し等すると**法令違反**となり、刑事罰に処せられることがあります。

